

## 第 31 回日本災害医学会総会・学術集会 取材規定

本学術集会における取材については、以下の項目を遵守するものといたします。

万が一、本規定に反した場合は、貴社に対して対応を申し入れる場合があることをご了承ください。

1. 取材の内容については「取材申込フォーム」により本学術集会に申請する。  
当日は受付にてプレス登録を行い、取材中は「プレス証」を着用してください。
2. 特定の取材対象となる参加者へは、事前に取材(収録)する旨の承諾を直接本人から得るものとする。  
(収録の場合は演者のみではなく、座長にも連絡する。企業共催のセッションの場合は該当企業にも許可を得ることとする。)  
本学術集会は、プレスがこの承諾を得るための参加者の呼び出し等の仲介行為を一切行わない。
3. 取材者は学術集会全体や発表の進行を妨げないよう最大限の配慮をする事。  
学術集会主催者や座長はその判断により取材を制限・禁止することができる。
4. 著作権の侵害にあたる恐れのある取材、また個人情報保護を侵害する恐れのある取材は行わない。
5. 発表内容に関する取材・収録は、当該発表者及び座長の許可を得た上で、学術集会主催者の指示に従って行う。  
それ以外については、講演動画や発表ポスターの撮影・録音・録画・画面のキャプチャなどのあらゆる記録行為は禁止とする。  
収録の許可を得ている本人以外に対しては、個人が特定できるような収録を行わない。
6. 他社・他商品への誹謗中傷となるような記事は掲載しないものとする。
7. その他、不明な点があれば、速やかに学術集会事務局に相談して許可を得るものとする。